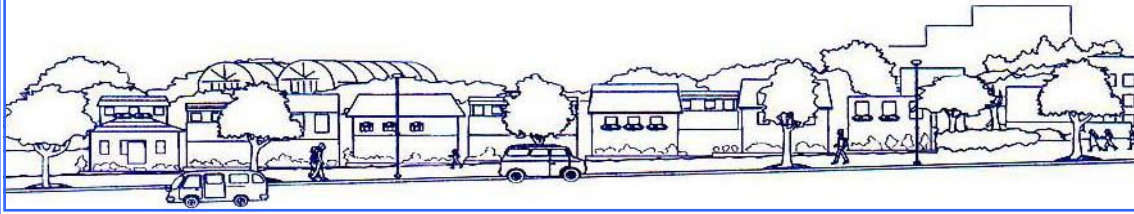


# 北小岩一丁目東部地区

**No.56**

2009/10/30

江戸川区土木部

沿川まちづくり課

推進第一係

TEL 5662-6735

## 移転補償金概算額を提示いたします

日頃より区政にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

まちづくりニュース等でお知らせしましたとおり、移転補償金の算定を、希望する方を対象に、6月から建物等の補償額算定調査を行いました。

来月から、補償金概算額の算定が終わった方から順次ご提示させていただきます。

提示の方法は、区から皆さまへ日程調整のご連絡をさせていただいた上で、個別に提示を行います。

なお、調査時期や調査規模・構造の関係で、皆さまへのご連絡の時期がそれぞれ異なる場合がありますので、ご了承ください。

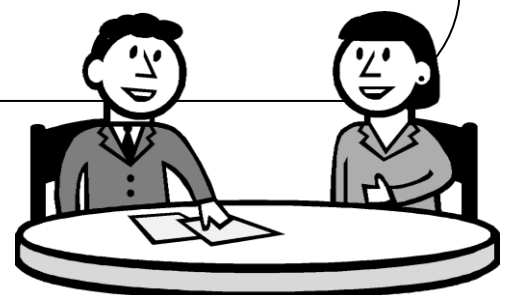
### 移転補償金概算額の提示について

**提示時期** 平成21年11月4日から概ね1か月間

**連絡** 沿川まちづくり課より、皆さまへ日程調整のご連絡をいたします。  
※主として木造以外の建物は上記期間内でのご提示が難しい状況です。

**会場** まちづくり事務所 もしくは 皆さまのご自宅 を予定しています。  
(日程調整の際に確認します)

**その他** 今回提示する金額は、平成24年3月30日までに建物等を除却した場合の現在の損失補償基準に基づき算定した概算額です。  
なお、最終の移転補償金は、事業の進捗により建物の除却日が確定しだい改めて提示させていただきます。



# 現在も建物調査を行っています 是非お申し込みいただくようお願いいたします

現在、地域内の6割程度の方に建物調査の申し込みをいただいております。

この調査は、早く概算額をお示しして皆さまの将来の生活再建の参考にさせていただき、具体的な生活再建のご相談に応じられるようにすることと、事前に調査を行っておくことで事業認可から工事開始までの間を少しでも短くしたいということで、行っています。

現在、建物調査にお申し込みをされていない方につきましても、是非、お申し込みいただくようお願いいたします。

お申し込みは、

①まちづくり事務所にお越しいただく場合

(火・木曜日 午前9時～午後4時30分 祝日除く)

②お電話でお申し込みいただく場合

電話:5662-6735(平日 午前8時30分～午後5時15分)

12月までに建物調査のお申し込みを頂いた方につきましては、早急に建物調査と補償額の算定を行わせていただく予定です。

## 事務所常駐に向けて改修工事を行います

来年1月からの職員常駐に向け、北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所2階の事務所スペースの改修工事を行います。

内装の改修と冷暖房の設備など必要最小限の工事を予定しています。

皆さまにはご迷惑をお掛けすることもあると思いますが、ご協力よろしく願います。

また、改修工事期間中も1階での個別相談などは、今まで通り行いますので、まちづくり事業や今後の事業スケジュールに関することなど、ご意見、ご質問等ございましたら、お気軽にまちづくり事務所にお越し下さい。

<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係

TEL 5662-6735

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所

TEL 5668-5877

※火曜日・木曜日(祝日除く)午前9時～午後4時30分まで

【URL】[http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec\\_ensen/index.html](http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html)

